

別紙

諮問第922号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日に私が110番通報した際の110番処理簿（〇〇警察署）」の開示請求に対し、警視総監が令和2年10月26日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和3年8月11日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年3月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月15日（第162回第三部会）及び同年7月25日（第163回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者である警

警察職員が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿のうち、「処理てん末状況」欄は、警察署の担当者が、事案の処理に当たった警察官からの報告に基づき、事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名、住所等の人定情報を記載することになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に、「入電事案名」欄（以下「本件非開示情報2」という。）並びに「処理事案名」欄及び「処理てん末状況」欄のうち事案処理に係る評価又は判断に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報3」という。）は同条6号に、「処理てん末状況」欄のうち東京消防庁職員の氏名を除く開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報4」という。）は同条2号及び6号に、東京消防庁職員の氏名（以下「本件非開示情報5」という。）は同条2号にそれぞれ該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当するものと認められる。

実施機関に確認したところ、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であると説明する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号

ただし書口及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、110番通報を受理した警察職員が、入電時における110番通報の内容等から事案を総合的に評価、判断した結果が記載されており、これらの情報を開示することとなると、110番通報を受理する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、その結果、現場に臨場する警察職員が判断を誤り、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過が記載されており、これらの情報を開示することとなると、事案を処理する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実を報告することを躊躇し、その結果、現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、相手方の住所、氏名、生年月日、年齢、職業及び電話番号が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当するものと認められる。

本件非開示情報4は、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハに該当しないことが明らかであるところ、審査請求人は、テニスコートの休憩室において、相手方のテニスボールが左目に当たり出血したことから、少額訴訟を起こすためにも相

相手方の住所が必要なので、相手方の住所を開示してほしい旨主張しているため、同号ただし書口の適用について検討する。

同号ただし書口は、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。

この点について審査会で検討したところ、本件は、不慮のスポーツ事故により審査請求人が左目を負傷したとして少額訴訟を提起したいというものであるが、審査請求人の主張を最大限斟酌しても、本件非開示情報4を非開示にすることにより保護される相手方の権利利益よりも、開示することにより得られる審査請求人の権利利益が上回ると判断することは困難であり、同号ただし書口に該当するとは認められない。

したがって、本件非開示情報4は条例16条2号に該当し、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 本件非開示情報5の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、東京消防庁職員の氏名が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

東京消防庁に確認したところ、本件非開示情報5は管理職でない職員の氏名であると説明する。

東京消防庁では、管理職である職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報5は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報5は条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明